

「日本のこころを大切にすゝる党」規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本党は、日本のこころを大切にすゝる党と称し、東京都に本部を置く。

(目的)

第2条

本党は、党の綱領及びそれにもとづく基本政策の実現を図ることを目的とする。

第2章 党員等

(党員)

第3条

本党の党員は、本党の綱領及び政策に賛同する選挙権を有する日本国民で、入党手続きを経た者とする。

2 党員は、所定の党費を納めなければならない。

3 党員の入党手続き等については組織規則で別に定める。

4 国会議員が入党しようとするときは、幹事長に申し出て、議員総会の承認を得ることを必要とする。

(離党)

第4条

党員の離党の手続きについては、組織規則で別に定める。

2 国会議員が離党しようとするときは、幹事長に申し出て、議員総会の承認を得ることを必要とする。

第3章 議決機関

(党大会)

第5条

本党の最高議決機関を党大会とする。

2 党大会は、年間活動計画、予算、決算、規約の改正及びその他の重要事項を審議し決定する。

3 党大会は、議員総会の議を経て、代表が招集する。

4 党大会は、党大会規則に定める構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。

5 党員は、党大会における議決権を有する。

6 党大会の構成、運営等、並びに臨時党大会の開催に関し必要な事項は、議員総会の承認にもとづく党大会規則に定めるところによるものとする。

(議員総会)

第6条

議員総会は、党大会に次ぐ党の議決機関とし、党所属国会議員をもって構成する。

2 特に緊急を要する事項については、議員総会の議決をもって党大会の議決に代えることができる。

3 議員総会は、党所属国会議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。

4 党大会の議決に代えた議員総会の議決は、次期の党大会に報告し、承認を受けなければならない。

5 議員総会は、代表からの要請により、議員総会長が招集する。

6 議員総会長は、党所属国会議員の3分の1以上の要請があった場合には、速やかに議員総会を招集しなければならない。

7 議員総会長は、議員総会で選出する。

8 議員総会長は、衆議院又は参議院において会派を共にする国会議員及びその他必要と認める者を、オブザーバーとして議員総会に出席させることができる。

9 議員総会の運営等については、議員総会長が議事を進行し、とくに必要と判断する場合には、幹事長の提案を受けて、議員総会で決するところによる。

第4章 執行機関

(代表)

第7条

本党に、代表1名を置く。

2 代表は、党の最高責任者であり、党を代表し、党務を執行する。

3 代表の任期は、就任から2年後の9月末日までとし、重ねて就任することができるものとする。

4 代表の任期満了に伴う代表の選出は、党員による選挙によって行う。代表選出のための選挙は、代表の任期が終了する年の9月に行うことを通例とする。

5 代表選挙の被選挙権を有する者は、党所属の国会議員とする。

- 6 前項に規定する代表選挙について、党員は、代表選挙の選挙権を有するものとする。尚、投票権の行使の方法については、代表選挙規則において定める。
- 7 本規約に定める党役員については、代表が任命し、党大会又は議員総会の承認を得るものとする。
- 8 本規約に定める機関の役員等の任期は、代表の任期に従うものとする。
- 9 代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、代表を選出するまでの期間、代表の職務を幹事長が兼務し、速やかに代表を選出する。
- 10 代表選挙の実施方法等に関する代表選挙規則は、議員総会で決定する。
- 11 任期途中で代表が欠けた場合には、代表選挙規則にもとづき、臨時党大会において代表を選出する。ただし、議員総会が政治情勢等に係り特に必要があると判断する場合、代表選挙規則にもとづく選挙によらず、議員総会において代表を選出することができる。
- 12 前項にもとづいて新たに選出された代表の任期は、就任2年後の9月末日までとする。
- 13 代表選挙の立候補者が1人である場合には、党大会又は議員総会における承認をもって、選挙に代える。
- 14 代表を不信任する場合は、議員総会出席者の3分の2以上の議決を持って解任できるものとする。

(副代表)

第8条

本党に、副代表若干名を置くことができる。

- 2 副代表は、代表を補佐して党務を遂行する。
- 3 副代表は、代表が選任し、党大会又は議員総会の承認を得る。

(幹事長)

第9条

本党に、幹事長を置く。

- 2 幹事長は、代表を補佐し、党運営を統括する。
- 3 幹事長は、議員総会で定める党の規約・規則の所管、組織活動、広報宣伝活動、交流活動及び財務・経理等の総務を統括する。
- 4 幹事長は、所属国会議員の中から代表が選任し、党大会又は議員総会の承認を得る。
- 5 幹事長は、議員総会の承認にもとづき、副幹事長、その他必要な役職者を選任することができる。
- 6 幹事長は、必要に応じ役職者等の連絡、調整のための会議を招集することができる。

(政策調査会長)

第10条

本党に、政策調査会長を置き、その下に政策調査会を設置する。

- 2 政策調査会長は、党の政策活動を統括する。
- 3 政策調査会長は、所属国会議員の中から代表が選任し、党大会又は議員総会の承認を得る。
- 4 政策調査会長は、議員総会の承認にもとづき、政策調査会の構成員である副政策調査会長、政策調査役員その他必要な役職を選任することができる。
- 5 政策調査会役員の総数及び政策調査会の運営については、議員総会の承認にもとづく執行機関規則に定めるところによるものとする。

(選挙対策委員長)

第11条

本党に、選挙対策委員長を置き、その下に選挙対策委員会を設置する。

- 2 選挙対策委員長は、所属国会議員の中から代表が選任し、党大会又は議員総会の承認を得る。
- 3 選挙対策委員長は、党の選挙対策活動を統括する。
- 4 選挙対策委員会役員の総数及び選挙対策委員会の運営については、議員総会の承認にもとづく執行機関規則に定めるところによるものとする。

(候補者選定手続き及び決定機関)

第12条

衆議院議員選挙、参議院議員選挙、首長選挙、地方議員選挙の候補者の公認、推薦等は、選挙対策委員長の発議にもとづき、議員総会の議を経て、代表が決定する。

- 2 衆議院議員選挙における比例代表名簿の掲載順位、参議院議員選挙における比例代表選挙の名簿記載順位は、選挙対策委員長の発議にもとづき、議員総会の議を経て、代表が決定する。
- 3 代表は、選挙対策委員長の発議にもとづき、議員総会の議を経て、組織規則のもと、第1項の公認、推薦権の一部を支部連合会に委任することができる。
- 4 代表は、公職の候補者の公認、推薦等について、必要があると判断する場合は、前項にもとづく委任の場合を含めて、決定を取り消すことができる。

(党務執行機関)

第13条

本党に、党務を執行する機関として、幹事長のもとに財務局、組織局を置く。

- 2 第1項に定める各局の長は、所属国会議員の中から代表が幹事長と協議・選任し、議員総会の承認を得る。
- 3 前項に定める各機関の長は、次の各項に定める職務を統括する。
- 4 財務局長は、党の財務・経理を統括する。
- 5 組織局長は、党の地域組織等を管理するとともに、党の組織活動を統括する。
- 6 代表は、必要と判断する場合、第1項に定めるもののほか、幹事長と協議の上、党務の執行に必要な機関及び長を、置

くことができる。

- 7 代表は、前項に定める党務の執行に必要な機関長の設置について、幹事長に委任することができる。
- 8 本党の各執行機関の長は、議員総会の承認の下、長の代理を置くことができる。

(本部の設置)

第14条

幹事長は、本党が全党をあげて取り組む重要事項に関して、臨時の本部を設けることができる。

- 2 設置する本部の長は、幹事長が選任する。
- 3 本部の長は、幹事長の承認の下に副本部長、本部員等を選任することができる。
- 4 選挙対策を適正かつ強力に推進するため、特に重要と思われる選挙においては、選挙対策本部を設置し、代表が本部長を務める。

第5章 国会

(国会対策委員会)

第15条

本党に、国会対策委員長を置き、その下に国会対策委員会を設置する。

- 2 国会対策委員長は、党の国会対策活動を統括する。
- 3 国会対策委員長は、所属国会議員の中から代表が選任し、党大会又は議員総会の承認を得る。
- 4 国会対策委員会役員の数及び国会対策委員会の運営については、議員総会の承認にもとづく執行機関規則に定めるところによるものとする。

(参議院役員)

第16条

本党に、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他必要な参議院役員を置く。

- 2 参議院役員は、参議院内における党の国会活動を遂行する。
- 3 参議院役員の選任については別に定めるところによることとし、役員への就任については、予め代表の承認を要する。

(衆議院議員団)

第17条

衆議院における国会議員団は、その運営のために必要な役員を置き、会議を開催することができる。

- 2 前項の役員を置く場合は、予め代表の承認を要する。

(参議院議員団)

第18条

参議院における国会議員団は、第16条に定める参議院役員を置き、会議を開催することができる。

(共同会派、同役員及び院の役員への就任)

第19条

代表は、議員総会の承認にもとづき、国会において党所属国会議員以外の国会議員を含む共同会派を結成することができる。

- 2 党所属国会議員の前項の共同会派役員への就任及び衆参各議院の役員への就任については、予め代表の承認を要する。

第6章 特別機関

(参与)

第20条

本党に、党の重要問題について審議するために、専門的知見を有する参与を置くことができる。

- 2 参与は、代表又は議員総会の諮問に対し、党の重要問題について自らの知見に基づき、答申、意見具申等を行う。

(最高顧問及び顧問)

第21条

代表は、党最高顧問ならびに、各部署にそれぞれ顧問を選任することができる。

(中央代表選挙管理委員会)

第22条

本党に、代表選挙に関する事務を担うため、中央代表選挙管理委員会を設置する。

- 2 中央代表選挙管理委員会の構成は、代表選挙規則において定める。

(党紀委員会)

第23条

本党に、諮問機関として、党紀委員会を設置する。

- 2 代表は、議員総会の承認にもとづき、党内外から党紀委員長及び党紀委員若干名を選任する。
- 3 党紀委員会は、諮問を受けた場合のほか、自らの判断にもとづいて、議員総会に対して党員の党紀遵守に関して意見を述べることができる。

(会計監査)

第24条

本党に会計監査人若干名を置く。会計監査人は党の経理を監査する。

- 2 会計監査人は、代表が選任し、議員総会の承認を得る。

第7章 地域組織

(国会議員支部)

第25条

衆議院議員及び公認候補予定者並びに参議院議員及び公認候補予定者の活動を支えるため、国会議員支部を設けることができる。

- 2 国会議員支部の支部長は、党所属国会議員又は国政選挙の公認候補予定者が務めることとし、その任期は当該国政選挙期日までとする。
- 3 国会議員支部の支部長の任期及び交代に関する必要な事項は、組織規則の定めによるものとする。
- 4 国会議員支部は、本規約に準じて規則等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

(支部連合会等)

第26条

都道府県に、支部連合会(略称「都連・道連・府連・県連」)を置くことができる。

- 2 支部連合会は、同一の都道府県の区域に主たる事務所を置く国会議員支部及び市区町村支部及び地域支部で構成される。なお比例代表選挙区支部長は、その選挙区内において任意で所属支部連合会を選択できる(複数も可)。
- 3 支部連合会の会長には、幹事長が区域内の支部長の意見を聞き、適任者を選任する。
- 4 幹事長は、都道府県に属する市区町村(指定都市の行政区を含む)を活動区域とする市区町村支部を設立することができる。市区町村支部は、本党の支部とする。
- 5 市区町村支部の支部長は、党籍を有する首長、都道府県議会議員、市区町村議会議員又は公認候補者が務める。
- 6 幹事長は、必要に応じ一定の地域を単位とする地域支部を設置できるものとする。地域支部は、本党の支部とする。
- 7 地域支部の支部長は、その地域に関係する一定数を超える一般党員を代表する者とする。
- 8 支部連合会及び市区町村支部及び地域支部は、本規約に準じて規則等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

(ブロック本部)

第27条

衆議院比例代表選挙区ごとに、ブロック本部を置くことができる。

- 2 ブロック本部は、幹事長のもと各ブロック区域内の支部長によって構成する。参議院比例代表選挙区支部長は、全てのブロック本部に所属することができる。
- 3 ブロック本部の設置は、幹事長が議員総会に提案し、その議を経て決定する。
- 4 ブロック本部長は所属国会議員の中から幹事長が指名する。ブロック内に国会議員がいない場合、ブロック外の国会議員を指名することができる。
- 5 各ブロック本部は、本規約に準じて規則等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

(支部の設置及び廃止等)

第28条

支部連合会、国会議員支部、市区町村支部及び地域支部の設置及び廃止、又は支部長の選任には、幹事長が提案し、議員総会の承認を要する。

- 2 幹事長は、議員総会の議を経て、市区町村支部及び地域支部の設置及び廃止、ならびに支部長等の選任権の一部を支部連合会に委任することができる。
- 3 幹事長は、とくに必要と判断する場合は、議員総会の議を経て、支部連合会又は支部の廃止に必要な措置を講ずることができる。
- 4 支部連合会又は支部の設立、異動、解散に関する党内手続きについては、組織規則の定めによるものとする。

第8章 倫理

(倫理の遵守)

第29条

党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉を傷つける行為、本規約及び党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。

- 2 議員総会は、党員が前項に違反した場合、当該党員の行為について速やかに調査を行った結果にもとづいて、党紀規則にしたがい必要な執行上の措置を決定する。
- 3 議員総会は、第一項に違反した党員の行為が、党の綱領及び規約に反し本党の運営に著しい悪影響をおよぼす場合、党紀委員会に諮った上で除籍等の党員の身分にかかる処分を決定することができる。

(党紀規則)

第30条

党員の党紀の遵守、党紀委員会の設置、党員の権利擁護等に関して必要な事項については、議員総会の承認にもとづき、党紀規則に定める。

第9章 会計及び予算等

(党財政)

第31条

本党の経費は、党費、寄附、事業収入、政党交付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度及び予算、会計監査)

第32条

本党の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

2 幹事長は、議員総会の承認にもとづき、会計年度毎に予算を調整し、党大会の承認を得なければならない。

3 財務局長は、議員総会の承認にもとづき、会計年度毎に会計報告を作成し、会計監査人の承認を受けた上で、党大会の承認を得なければならない。

第10章 規約改正

(規約の改正)

第33条

本規約の改正は、議員総会において取扱い、党大会の議を経て行うものとする。

(規則等)

第34条

本党は、本規約で委任を受けた事項又は本規約を実施するために必要な事項について、議員総会の承認にもとづき、規則等を定めることができるものとする。

(補則)

第35条

本規約に定めのない事項については、議員総会で決定する。

附則

(規約の発効)

第1条

本規約は平成26年8月1日より実施する。

(経過措置)

第2条

本規約に定める代表選挙が最初に行われるまでの間、党の設立にかかる経緯に鑑み、両院議員総会において、代表を選出する事とする。

2 新代表の選出に関しては、両院議員総会において決をもって暫定両院議員総会長を選出し、その暫定両院議員総会長の運営のもと、両院議員総会の決をもって選出する。

3 党役員については、新代表が選任し、両院議員総会に承認を得るものとする。

4 参議院議員会長は、新代表が選任し、両院議員総会の承認で最初の選任ができるものとする。その後、速やかに、参議院役員の選任について規則を定める。

5 翌年9月末までに代表選挙規則のもと代表選挙を実施し、代表を選出する事とする。代表選挙実施時期については、総務会において決定をする。

(党規約経過的見直し)

第3条

党の設立に鑑み、党規約の見直しについては、実施開始半年後をめどに、議員総会において承認することができる。

平成26年11月11日 一部改正。

平成27年2月23日 一部改正。

平成27年9月17日 一部改正（平成27年10月1日より施行）。

平成27年12月21日 一部改正。

平成27年12月21日 一部改正。